

松戸市放課後等デイサービス開所延長支援補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 市長は、市内に居住する障害児（重症心身障害児（児童福祉法（昭和22年法律第164号）第7条第2項に規定する重症心身障害児をいう。）を除く。以下同じ。）の通所先の開所時間延長を促進するため、松戸市内で放課後等デイサービスを実施する事業所を運営する者に対し、開所時間延長に伴う人件費の一部について、予算の範囲内において、松戸市補助金等交付規則（昭和55年松戸市規則第17号。以下「規則」という。）及びこの要綱に基づき補助金を交付する。

(補助対象者)

第2条 補助対象者は、松戸市内において、次に掲げる全ての要件を満たす事業所を運営する者とする。

- (1) 児童福祉法第6条の2の2第3項に規定する放課後等デイサービスを実施していること。
- (2) 指定通所基準第37条に規定する運営規定に定める営業時間が6時間以上で、開所時間減算（児童福祉法に基づく指定通所支援及び基準該当通所支援に要する費用の額の算定に関する基準（平成24年3月14日厚生労働省告示第122号。）の対象となっていないこと。
- (3) 市内に居住する障害児に対し、当該障害児が通学している、市が指定する市立学校又は千葉県が指定する特別支援学校の学年始め休業日、夏季休業日、冬季休業日及び学年末休業日（以下「長期休業日」という。）であり、かつ前号の営業時間外に、午前9時以前又は午後5時以降の時間帯において連続して30分以上放課後等デイサービスを実施していること。

(補助金の額)

第3条 補助金の額は、別表に定める補助基準額に長期休業日における延長利用日数を乗じて算出された範囲内において、市長が定める額とする。

- 2 前項に規定する延長利用日数は、第2条第3号に規定する放課後等デイサービスの実施を含む日の合計数とする。ただし、重症心身障害児が、放課後

児童クラブ等の施設を併用利用した日を除き、かつ同一日は1日として計上する。

(交付の申請)

第4条 規則第3条の規定により補助金の交付を受けようとする者は、1月末日までに、それまでの実績及び今後の見込みに基づき、松戸市放課後等デイサービス開所延長支援補助金交付申請書（第1号様式）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 事業計画書
- (2) 収支予算書
- (3) その他市長が必要と認める書類

(交付の条件)

第5条 規則第5条の規定により付する条件は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 補助事業の内容を変更する場合は、市長の承認を受けること。
- (2) 補助事業を中止し、又は廃止する場合は、市長の承認を受けること。

(決定の通知)

第6条 規則第6条の規定による通知は、松戸市放課後等デイサービス開所延長支援補助金交付決定（却下）通知書（第2号様式）によるものとする。

(実績報告)

第7条 規則第11条の規定により実績報告をしようとするときは、松戸市放課後等デイサービス開所延長支援補助金実績報告書（第3号様式）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 収支決算書
- (2) 事業報告書
- (3) その他市長が必要と認める書類

(確定の通知)

第8条 規則第12条の規定による補助金の額の確定通知は、松戸市放課後等デイサービス開所延長支援補助金額確定通知書（第4号様式）によるものとする。

2 額の確定において予算が不足する場合は、第1条の趣旨に則り、交付すべ

き額を基礎に按分し、小数点以下は切り捨てて算出する。

(交付の請求)

第9条 規則第14条の規定により補助金の交付を受けようとするときは、松戸市放課後等デイサービス開所延長支援補助金交付請求書（第5号様式）を市長に提出しなければならない。

(補則)

第10条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

別表（第3条関係）

補助対象事業所	補助基準額
放課後等デイサービス事業所	8,000円/日